

○南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年1月1日

規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例(平成18年南相馬市条例第172号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第3条の規定により南相馬市角川原総合研修センターを使用する者は、次の手順により申請をしなければならない。

(1) 申請は、南相馬市角川原総合研修センター使用許可申請書(別記様式)を提出し、市長の許可を得るものとする。

(2) 申請は、使用期日の1月前から3日前までとし、独占使用をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(許可取消し等の通知)

第3条 市長は、条例第5条の規定により使用を停止し、又は使用許可を取り消すときは、申請者に通知しなければならない。

(指示及び注意)

第4条 市長は、使用者に対し必要な指示又は注意をすることができる。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則(平成元年鹿島町規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の南相馬市税条例施行規則、南相馬市税の滞納処分に関する文書の様式を定める規則、南相馬市介護保険規則及び南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成20年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の南相馬市財務規則、南相馬市保育園規則及び南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。